

**TEPCO**

# アクアエナジー100

---

平成29年11月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

## 料金その他の供給条件の内容

### アクアエナジー１００

#### 1 対象となるお客さま

電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）のスタンダードSを契約し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

ただし、同一の需要場所において、長期契約割引を契約するお客さまを除きます。

#### 2 電 源 構 成

- (1) 当社は、この供給条件による電気の供給に先立ち、この供給条件により供給する電気が水力発電所により発電された電気で構成されるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率を算定いたします。
- (2) 当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率を算定いたします。
- (3) 当社は、(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率を、原則として当社ホームページへの掲載などの電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

#### 3 供給条件の変更

- (1) 当社は、この供給条件を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (2) 当該一般送配電事業者（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以東〕を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この供給条件を変更する必要性が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この供給条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変

更後の供給条件によります。

- (3) 小売電気事業の登録の申請等に関する省令第3条第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

#### 4 契約の成立および契約期間

- (1) アクアエナジー100は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、アクアエナジー100が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、アクアエナジー100は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、原則として継続後の契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

#### 5 料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

#### 6 料 金

料金は、需給約款14（スタンダードプラン）(1)ニにかかわらず、(1)によって算定された基本料金、(2)によって算定された電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	550円80銭
契約電流15アンペア	826円20銭
契約電流20アンペア	1,101円60銭
契約電流30アンペア	1,652円40銭
契約電流40アンペア	2,203円20銭
契約電流50アンペア	2,754円00銭
契約電流60アンペア	3,304円80銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の300キロワット時までの1キロワット時につき	23円40銭
上記をこえる1キロワット時につき	30円02銭

7 アクアエナジー100の消滅

- (1) お客さまがアクアエナジー100を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合および契約種別を変更される場合を除き、通知日以降の計量期間等の始期としていただきます。

- (2) アクアエナジー100は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合または契約種別を変更される場合は、電気の需給契約が消滅した日または変更後の契約種別の料金適用開始の日にアクアエナジー100が消滅したものといたします。

- (3) 当社は、次の場合には、アクアエナジー100を解約することがあります。

イ 需給約款31（解約等）(1)に準ずる場合

ロ お客さまが契約期間満了に先立ってスタンダードSとして電気の供給を受ける需要の電気の需給契約を廃止され、もしくは契約種別を変更される場合または需給約款31（解約等）(1)に準じて当該需給契約を解約する場合

## 8 そ の 他

- (1) 当社は、需給約款19（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

## 附 則（実施期日）

この供給条件は，平成29年11月1日から実施いたします。

別 表 (料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)

料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、需給約款18 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。